

まん延防止等重点措置期間中の飲食店等への働きかけ（見回り）活動について



ターゲット 3.3

令和3年8月23日

総務部 総務法務課

担当：山内 憲

TEL：924-2038

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

まん延防止等重点措置期間において事業者（店舗）に対して要請した感染防止対策の実施状況の確認及び協力依頼を下記のとおり行います。

記

1 店舗巡回

- (1) 日 時 令和3年8月23日（月） 午後1時45分から出発式 午後2時から店舗巡回
- (2) 場 所 郡山駅西口広場での出発式後駅前の店舗を巡回
- (3) 参加者 郡山市長、県中振興局長、
郡山市職員10名程度、福島県職員10名程度 8班体制

※詳細については、別紙のとおり

まん延防止等重点措置期間中の飲食店等への働きかけ（見回り）活動について

令和3年8月23日

1 目的

まん延防止等重点措置期間において事業者（店舗）に対して要請した感染防止対策の実施状況及び営業時間短縮への協力状況の確認等を行う。

2 対象地域

郡山市全域

3 対象店舗

- (1) 感染防止対策の実施状況の確認を要する店舗
食品衛生法に定める飲食店営業許可及び喫茶店営業許可を受けた全ての店舗
(想定店舗数：約2, 200店舗)
- (2) 営業時間短縮協力状況の確認を要する店舗
午後8時～午前5時までの時間帯を含む営業を行う店舗
(想定店舗数：約1, 800店舗)

4 実施期間

令和3年8月23日（月）～令和3年9月12日（日）

※8月23日（月）の上記3の（1）については、次のとおり実施する。

場所：郡山駅西口広場

時間：午後1時45分 出発式、 午後2時 店舗訪問

参加者：郡山市長、県中振興局長、

郡山市職員 10 名程度、福島県職員 10 名程度 8班体制

5 実施方法

- (1) 実施体制
市職員及び県職員各1名1班で班編成 8班体制
なお、開始後の実施状況等を踏まえ、班編成等は柔軟に対応する。
- (2) 見回りの内容
 - ア 上記3の（1）は、感染防止対策の実施状況の確認
 - ・感染防止対策のチラシを配布し協力依頼
 - ・店舗内の感染防止対策の確認
 - イ 上記3の（2）は、営業時間短縮協力状況の確認
 - ・時短営業に関する貼り紙の確認
 - ・時短要請に応じない店に時短営業要請チラシを配布し協力依頼